

香川県条例第19号

香川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例
(香川県職員退職手当条例の一部改正)

第1条 香川県職員退職手当条例(昭和29年香川県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額) 第3条 略</p>	<p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額) 第3条 次条又は第4条の2の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額(給料が日額で定められている者については、給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額又は給料の日額の21日分に相当する額とする。以下「給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1)～(6) 略 2 前項に規定する者のうち、傷病(地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項及び第4条の2において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第10条第1項各号に掲げる者を含む。)に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(3) 略</p>
<p>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額) 第4条 略</p>	<p>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額) 第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(職員の定年等に関する条例(昭和59年香川県条例第20号)第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が知事の承認を得たも</p>

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)
第4条の2 略

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある
場合の退職手当の基本額に係る特例)
第4条の3 略

のに限る。)又は25年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(3) 略

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により退職し、死亡(公務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条の2 法律若しくは条例による職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が知事の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者(地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(職員の定年等に関する条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(4) 略

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある
場合の退職手当の基本額に係る特例)

第4条の3 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定(給料月額の変額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定によ

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)
第4条の4 略

(一般の退職手当の額に係る特例)
第4条の11 略

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

り当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。) 以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1)・(2) 略

2 略

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)
第4条の4 第4条の2第1項に規定する者(勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものを除く。)のうち、定年に達する日の属する年度前に退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その者を退職の日の属する年度の末日において在職しているものとみなした場合の同日におけるその者の年齢(以下この条、第4条の9及び附則第26項において「退職年度における年齢」という。)が、退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるもの(任命権者が知事の承認を得た者に限る。)に対する第4条の2第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略

(一般の退職手当の額に係る特例)
第4条の11 第4条の2第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第4条の2、第4条の3及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1)~(4) 略

2 略

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第10条 略

附 則

22 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（条例第16号附則第5項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第4条の4までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。この場合において、第4条の11第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第22項」とする。

23 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第16号附則第6項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第4条の3の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

第10条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者
- (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

2・3 略

附 則

22 当分の間、20年以上35年以下の期間勤続して退職した者（条例第16号附則第5項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第10条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第4条の4までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。

23 当分の間、36年の期間勤続して退職した者（条例第16号附則第6項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたもの（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

（香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年香川県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則	附 則

2 略

(長期勤続者等に対する退職手当に係る特例)

5 適用日に在職する職員(適用日に改正前の香川県職員退職手当条例(以下「旧条例」という。)第5条の2第1項に規定する公庫等職員(以下「指定法人職員」という。))として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に国家公務員等通算職員(新条例第5条第5項に規定する国家公務員等通算職員をいう。以下同じ。))として在職する者で、指定法人職員又は国家公務員等通算職員として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第7項において同じ。)のうち、適用日以後に新条例第3条から第4条の2までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第4条の4までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。

6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は新条例第4条の3の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第4条の2の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規

2 改正後の香川県職員退職手当条例(以下「新条例」という。)の規定は、昭和47年12月1日(以下「適用日」という。)以後の退職による退職手当について適用し、適用日前の退職による退職手当については、なお従前の例による。ただし、新条例第5条第5項、第5条の2並びに第17条第3項及び第4項の規定は、昭和48年5月17日(以下「法施行日」という。)以後の退職による退職手当について適用する。

(長期勤続者等に対する退職手当に係る特例)

5 適用日に在職する職員(適用日に改正前の香川県職員退職手当条例(以下「旧条例」という。)第5条の2第1項に規定する公庫等職員(以下「指定法人職員」という。))として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に国家公務員等通算職員(新条例第5条第5項に規定する国家公務員等通算職員をいう。以下同じ。))として在職する者で、指定法人職員又は国家公務員等通算職員として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第7項において同じ。)のうち、適用日以後に新条例第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第4条若しくは第4条の2又は職員の定年等に関する条例(昭和59年香川県条例第20号)附則第4項若しくは第5項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が20年以上35年以下(同条例附則第4項又は第5項の規定に該当する退職をした者にあつては、25年未満)である者に対する退職手当の基本額は、新条例第3条から第4条の4まで及び条例第41号附則第3項の規定にかかわらず、当分の間、新条例第3条から第4条の4までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。

6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年である者に対する退職手当の基本額は、新条例第3条第1項及び第4条の3並びに条例第41号附則第3項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第4条の2の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、新条例第4条の2から第4条の4まで及び条例第41号附則

定の例により計算して得られる額とする。	第3項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。
---------------------	---

(香川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 香川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成15年香川県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>12 当分の間、<u>42年</u>を超える期間勤続して退職した者で香川県職員退職手当条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第4条の2の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第22項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>12 当分の間、<u>44年</u>を超える期間勤続して退職した者で香川県職員退職手当条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第4条の2の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第22項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>

(香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより改正後の香川県職員退職手当条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由及び現に退職した日の属する年度の末日において在職しているものとみなした場合の同日におけるその者の年齢と同一の年齢により退職したものとし、かつ、その者の施行日の前日までの勤続期間及び同日における給料月額（同日に、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の適用を受けていた職員にあっては職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより改正後の香川県職員退職手当条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由及び現に退職した日の属する年度の末日において在職しているものとみなした場合の同日におけるその者の年齢と同一の年齢により退職したものとし、かつ、その者の施行日の前日までの勤続期間及び同日における給料月額（同日に、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の適用を受けていた職員にあっては職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に</p>

関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号）附則第6項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）の適用を受けていた職員にあっては公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号）附則第5項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額）を基礎として、改正前の香川県職員退職手当条例（以下「旧条例」という。）第3条から第4条の3まで及び第4条の6並びに附則第22項から第24項まで及び第26項、附則第9項の規定による改正前の香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和37年香川県条例第41号。以下この項及び附則第4項において「条例第41号」という。）附則第3項、附則第10項の規定による改正前の香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年香川県条例第16号。以下この項及び附則第4項において「条例第16号」という。）附則第5項から第8項まで、第16項及び第33項並びに附則第14項の規定による改正前の香川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成15年香川県条例第47号。以下この項及び附則第4項において「条例第47号」という。）附則第12項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病若しくは勤務公署の移転により退職した者）にあっては、その者が旧条例第4条の2の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第22項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の87（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により又は勤務公署の移転により退職した者を除く。）にあっては、104分の87）を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第4条の4まで及び第4条の7から第4条の11まで並びに附則第22項から第24項まで、第26項及び第30項、附則第6項、附則第7項、附則第9項の規定による改正後の条例第41号附則第3項、条例第16号附則第5項から第8項まで、第16項及び第33項並びに条例第47号附則第12項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

附 則
（施行期日）

関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号）附則第6項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）の適用を受けていた職員にあっては公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号）附則第5項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額）を基礎として、改正前の香川県職員退職手当条例（以下「旧条例」という。）第3条から第4条の3まで及び第4条の6並びに附則第22項から第24項まで及び第26項、附則第9項の規定による改正前の香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和37年香川県条例第41号。以下この項及び附則第4項において「条例第41号」という。）附則第3項、附則第10項の規定による改正前の香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年香川県条例第16号。以下この項及び附則第4項において「条例第16号」という。）附則第5項から第8項まで、第16項及び第33項並びに附則第14項の規定による改正前の香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成15年香川県条例第47号。以下この項及び附則第4項において「条例第47号」という。）附則第12項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第2条の4から第4条の4まで及び第4条の7から第4条の11まで並びに附則第22項から第24項まで、第26項及び第30項、附則第6項、附則第7項、附則第9項の規定による改正後の条例第41号附則第3項、附則第10項の規定による改正後の条例第16号附則第5項から第8項まで、第16項及び第33項並びに附則第14項の規定による改正後の条例第47号附則第12項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の香川県職員退職手当条例（以下この項において「新条例」という。）附則第22項（新条例附則第24項及び第3条の規定による改正後の香川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例附則第12項においてその例による場合を含む。）及び第23項の規定の適用については、新条例附則第22項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。
- 3 第2条の規定による改正後の香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例附則第5項（同条例附則第7項においてその例による場合を含む。）及び第6項の規定の適用については、同条例附則第5項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。
- 4 第4条の規定による改正後の香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例附則第2項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年4月1日から同年9月30日までの間においては「104分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「104分の92」とする。